

第 3 評価期間認証評価に関する ALO 対象説明会

事前質問への回答

Q.1

- (1) 学習成果の定義について
- (2) 学習成果の質的・量的の意味について
- (3) 単科の場合、学習成果と学位授与の方針が重複するがそれでもよいのか。

A.1 (1) 学習成果の定義について

本協会の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」（平成 29 年度用）にも記載しているとおり、「学習成果」には、「機関レベル」、「教育課程レベル」、「科目レベル」があり、また、「学習成果」はあらかじめその教育課程や授業科目を修得すれば学生が身につけることができる知識等を表明するもので、必ずしも単位を授与する要件としての「学修の成果」でない部分も含まれるものです。

なお、「自己点検・評価報告書作成マニュアル」の用語解説においては、「学習成果」を「学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定期間で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものである。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まる。」としています。

したがって学習成果は、一定の学習期間終了時にどのような力が身に付いているかを示すものであり、知識・技能・能力・理解・態度・信念・意見・価値・コミュニケーション能力などを挙げることができます。

(2) 学習成果の量的・質的データの意味について

量的データとは定量的なデータ、つまり数値データであり、例えば単位の認定状況（学期・学年ごとの成績評価）や 2 年間の学習成果に基づく学位授与と卒業認定状況等をいいます。（GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、ルーブリック分布等。）

また、質的データとは定性的データであり、ある事柄について表現された数値化できない主観的な意見等であり、学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への聞き取り調査での意見等をいいます。（学生の業績の集積（ポートフォリオ）、在学生の授業アンケートでの意見や卒業生又は卒業生の進路・就職先の人事関係者による評価（意見）等。）

(3) 単科の場合、学習成果と学位授与の方針が重複するがそれでも良いのか。

卒業認定・学位授与の方針は、学位プログラムごとに作成することを基本（全学や学科単位として策定することも考えられる）とし、短期大学が事前に表明した学習成果を獲得した者に対して卒業を認定し、学位を授与する基本的な方針です。このため、卒業認定・学位授与の方針は、卒業認定に必要な要件等（基準Ⅱ-A-1（1）①）を示したものであり、学習成果と同一のものではありません。

Q.2

これまで選択的評価基準であった教養教育、職業教育の取組みが評価基準に組み入れられましたので、改めてうかがいます。

区分の「基準Ⅱ-A-3」および「基準Ⅱ-A-4」に、「教養教育〔職業教育〕の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。」との観点があり、備付資料として「幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料」「職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料」（「評価校マニュアル」50 ページ）を用意することとなっております。

教養教育、職業教育をどのように測定・評価し、それぞれの成果についてどのような資料を準備することが想定されているのでしょうか。

A.2

短期大学が表明した学習成果（一定の学習期間終了時に、身に付けている知識・技能・能力・理解・態度・信念・意見・価値・コミュニケーション能力等）を「教育課程レベル」、「科目レベル」で獲得しているかどうかについて、定期的（授業回、学期、学年進行）に査定し、課題の発見、改善という PDCA サイクルを実践していく中で活用している、基準Ⅱ-A-7 に例示した量的・質的データ等を資料として準備してください。

Q.3

外部評価および相互評価について

「短期大学評価基準」4 ページに、「なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。」とあり、「認証評価以外の外部評価についての印刷物等」が備付資料（「評価校マニュアル」17 ページ）とされています。

外部評価および相互評価は、認証評価においてどのような位置付けとなるのでしょうか。

また、相互評価は「認証評価以外の外部評価」のひとつ、と考えてよいのでしょうか。

A.3

外部評価は、評価主体が学外にある評価であり、二つの短期大学間で行う相互評価も、本協会が平成 11 年から進めてきた外部評価の一つです。これらは、短期大学の自己点検・評価活動に基づいた教育研究活動の見直しに加え、教育の質の向上・充実に資する取組みと考えています。

これら認証評価以外の独自の外部評価等の取組みの内容は、短期大学評価基準の判定に直接影響するものではありませんが、外部評価等に取り組むことは有益であると考えています。

Q. 4 自己点検・評価報告書の書き方についてお尋ねいたします。

5～6年前の第2評価期間のALO説明会では、自己点検・評価報告書の基準Ⅰ～Ⅳの中には、「各観点の見出し」は記入しないこと、また、「図表」は必ず提出資料や備付資料に掲載すること、というご説明がありました。

しかし、実際にいくつかの短期大学さんが作成された報告書を拝見しますと、各観点の見出しや図表が掲載されているものがあります。

このように、ある程度は独自の判断で必要に応じて、「各観点の見出し」や「図表」を基準Ⅰ～Ⅳの本文中に、記入・掲載してもよろしいでしょうか。

両者ともある程度の記入・掲載が認められると、大変わかりやすい報告書になると思いますが、ご教授をよろしくお願いいたします。

A. 4 第2評価期間においては、「各観点の見出し」は記入しないようお願いしていましたが、「図表」については、特段の説明等は行っておりません。

第3評価期間は、自己点検・評価報告書の基準Ⅰ～Ⅳ（様式5～8）において、各＜区分の現状＞の記述内容をより点検（評価）しやすくするために、短期大学評価基準の観点を報告書にまとめて記述した上で、その観点に沿って順に記述していただくこととしました（詳細は「評価校マニュアル」pp.13～16）。よって、各観点は段落の見出しとして引用しないでください。

また、必要に応じて、「図表」を記述内容の補足等として基準Ⅰ～Ⅳの本文中に記載することは構いません。

Q. 5 評価校マニュアルの「記述の根拠となる資料一覧」のリストに「諸規定集」の例があります。これら規程は一般的な例でしょうか、あるいはこれらの規程集が必要であるという具体的な基準として示したものでしょうか。

A. 5 「諸規程」の例は、評価基準に照らして評価の際の根拠資料として必要と思われる最小限のものを示したものです。短期大学において名称が異なるかと思いますが、関連する規程を準備していただくとともに、必要に応じて、短期大学で記述したものの根拠資料としての規程等も準備してください。

なお、示した諸規程については例示ではありますが、整備しておく必要があるものと考えています。

以上